

9 これからの授業づくりと学びの支援

インクルーシブ教育の実現に向けて

神奈川県ではインクルーシブ教育として、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことをめざします。

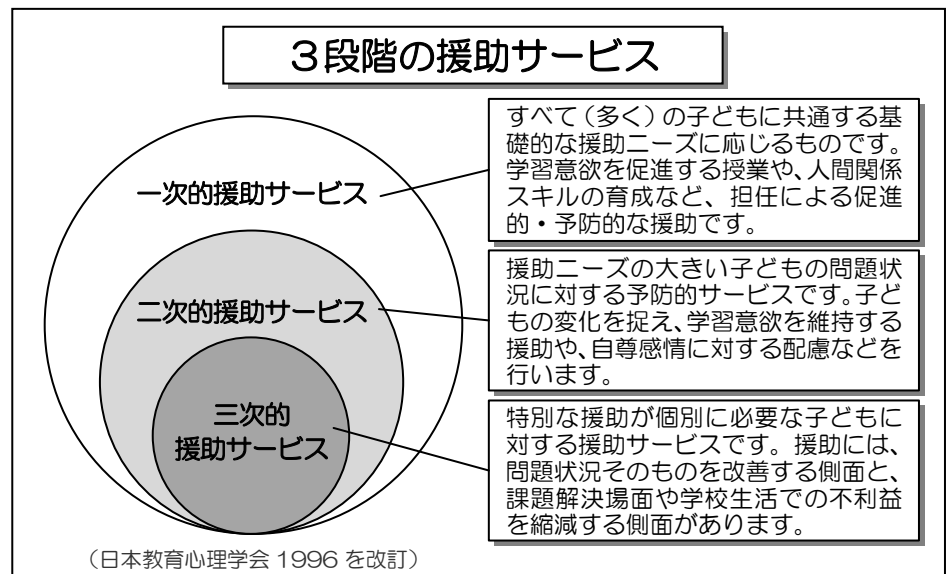
☆インクルーシブ教育システムとは

2012年に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。その中で、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組み」と定義しています。

授業でいえば、「工夫された教材」や「分かりやすい指示」、「一人ひとりにあった学び方」、「学び合い」などを取り入れ、「楽しく参加できる授業」や「分かりやすい授業」、「子どもが主体となる授業」が求められています。

支援教育で取り組んできた、教育的ニーズのある生徒が参加できる環境整備や指導上の工夫や改善などを、さらにすすめていく必要があります。

授業等において、生徒のニーズに応じた支援を考える際、「3段階の援助サービス」を参考に整理するとよいでしょう。



引用・参考：石隈利紀 1999「学校心理学」誠信書房

個別支援
が必要な
生徒への
対応を考
えよう

個別の支援（合理的配慮）とともに、基礎的環境整備の充実を！

今後、次に示すような各学校の様々な教育資源を活用した支援体制や、教育環境等の基礎的環境整備の充実等が重要になります。教職員間の意識の向上や情報の共有が重要になります。

- ・校内委員会や教育相談コーディネーターによるチーム体制の整備・充実
- ・情報保障として、拡大教科書や音声教材等の教材及び支援機器の整備・充実
- ・支援シートや個別の指導計画の作成・活用による指導
- ・個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導（柔軟な教育課程の編成等） など

合理的配慮を考える

インクルーシブ教育において、障害のある生徒が参加するために個別に必要となる支援を合理的配慮と呼びます。インクルーシブな授業づくりにおいて重要な概念の一つです。生徒の困難さを理解し、その子の教育的ニーズに応じた適切な支援（合理的配慮）を行わなければなりません。その内容は、それぞれの生徒によって異なります。

合理的配慮の観点と改善例（一部）

○学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

改善例

読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。（文字の形を見分けることができるようにする、パソコン、タブレット端末等の使用、口頭試問による評価 等）

○学習内容の変更・調整

- ・認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

改善例

注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。（学習内容を分割して適切な量にする 等）

○情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用について配慮する。

改善例

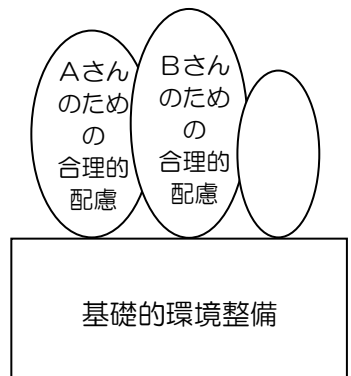
読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等）

☆合理的配慮とは

- ・障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ・障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ・体制面、財政面において、均衡を失った又は過度の負担を課さないもの。

☆基礎的環境整備とは

- ・合理的配慮の基礎となるものであって、障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う環境整備。



バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

基礎的環境整備を進めるに当たっては、バリアフリー対策を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要であるとされています。

引用・参考：中央教育審議会初等中等教育分科会 2012 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」